

## 自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議 設置要綱

### 1. 目的

温泉は、古来わが国において国民の休養・保養の観点から極めて重要な存在であり、現在に至るまで、地域の貴重な自然観光資源となっている。また、近年では熱エネルギーの有効利用による地球温暖化対策等の多様な観点からも注目を集めている。全国には三千カ所以上の温泉地があり、それぞれの個性と魅力が人々をひきつけているが、近年、日帰り入浴施設の増加や温泉の利用形態、志向の変化等により温泉地での宿泊利用が減少傾向にある一方、訪日外国人旅行者数の増加など、温泉地を取り巻く社会情勢は大きく変化している。そのような状況のなか、各地において温泉地の魅力向上と活性化にむけた新たな取組みが改めて注目されている。

このような背景を踏まえ、温泉地の活性化を目的として、温泉資源はもとより我が国の自然や景観、まちなみ、歴史文化、食等の地域資源を活かしながら温泉地の総合的な魅力向上を図るために必要な事項等を整理検討し、「自然等の地域資源を活かした今後の温泉地の活性化に関する提言」として取りまとめる。

### 2. 開催方法

- (1) 温泉資源の保護と利用、温泉地の活性化、地域の観光振興等について知見を有する各分野の有識者（別紙）による会議を開催する。
- (2) 上記に加え、有識者会議メンバー以外の有識者等への個別ヒアリングを実施する。
- (3) 原則として、公開で開催する。

### 3. 運営

- (1) 会議は事務局が各委員に確認の上招集する。
- (2) 会議の議事進行は座長が行う。
- (3) 座長は、委員の互選により選出する。
- (4) 座長は必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、会議への出席を求められることができる。

### 4. 事務局

事務局は、環境省と請負契約を締結した株式会社総合設備コンサルタントに設置する。

### 5. 開催回数

有識者会議は、平成 29 年 5 月から 7 月までに、都内において 3 回程度開催するものとする。

### 6. その他

上記に定めのない事項で、会議の運営に必要なものについては、随時会議の中で協議する。

### 7. 附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議

委員名簿

- ・ 阿部宗広 (一財) 自然公園財団専務理事
- ・ 大西倉雄 国民保養温泉地協議会会長 (長門市長)
- ・ 久保田美穂子 亜細亜大学経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科准教授
- ・ 桑野和泉 (一社) 由布院温泉観光協会会長
- ・ 四宮 博 洞爺湖温泉利用協同組合専務理事
- ・ 下村彰男 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- ・ 早坂信哉 (一財) 日本健康開発財団 温泉医学研究所所長
- ・ ハリス・マイケル・ジョン (株) キャニオンズ 代表

(五十音順、敬称略)